

守谷市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

改 正	現 行
(設置) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「<u>交通網形成計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>交通網形成計画</u>の実施に関すること並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、守谷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。 (1) (略) (2) <u>交通網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。 (3) <u>交通網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (4) <u>交通網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (5) 及び (6) (略) (庶務) 第8条 会議の庶務は、<u>都市整備部都市計画課</u>において処理する。	(設置) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「<u>連携計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>連携計画</u>の実施に関すること並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、守谷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。 (1) (略) (2) <u>連携計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。 (3) <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。 (4) <u>連携計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。 (5) 及び (6) (略) (庶務) 第8条 会議の庶務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。